

山形県資源管理協定審査基準

令和3年3月31日制定

(趣旨)

第1 この審査基準は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第124条第1項の協定の認定に関して必要な基準を定めるものである。

(認定基準)

第2 知事は、法第125条及び漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第37条の規定に基づき、法第124条第1項の認定の申請に係る協定の内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、同項の認定をするものとする。

- (1) 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）又は山形県資源管理方針（令和2年12月4日山形県告示第816号）に照らして適当なものであること
- (2) 不当に差別的でないこと。
- (3) 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反するものでないこと。
- (4) 特定水産資源を対象とする協定にあつては、当該特定水産資源に係る知事管理漁獲可能量を超えないように漁獲量の管理を行うために効果的なものであると認められるものであること。
- (5) 特定水産資源以外の水産資源を対象とする協定にあつては、法及び法に基づく命令その他関係法令により漁業者が遵守しなければならない措置以外に当該水産資源の保存及び管理に効果的と認められる措置が定められていること。

附 則

(施行期日)

- 1 この審査基準は、令和3年3月31日より施行する。